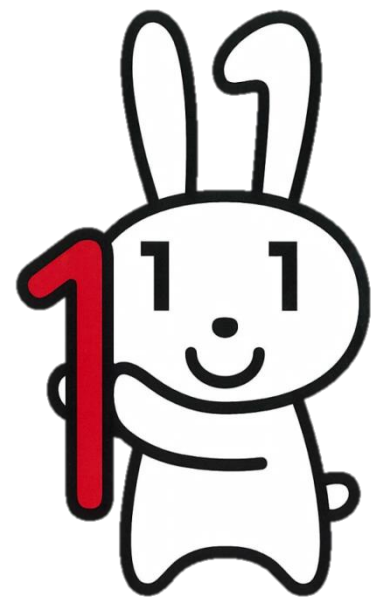


社会保障分野における マイナンバー(社会保障・税番号)制度の 実施に係る留意事項について

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室



目次

1. 日本年金機構等との情報連携について
2. データ標準レイアウト改版について
3. 医療保険におけるオンライン資格確認について
4. その他

1. 日本年金機構等との情報連携について

- ・年金分野でのマイナンバー制度の情報連携について
- ・情報連携開始前後における事務手続の相違点
- ・年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応等について

年金分野でのマイナンバー制度の情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「利用」として、
 - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
 - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
 - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
 を既に実施しており、
- マイナンバーを活用した「情報連携」について、平成31年4月15日より順次運用を開始。

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11	法令上の情報連携停止の解除
	30.3～	原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16	情報連携開始に向けたスケジュールの公表
	31.1～3	情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、マニュアル配布等）
令和元年度 (平成31年度)	31.4/15	試行運用開始（機構等から地方自治体等への照会）
	元.6/17	試行運用開始※ ¹ （地方自治体等から機構等への照会）
	元.7/1	本格運用開始※ ² （機構等から地方自治体等への照会）

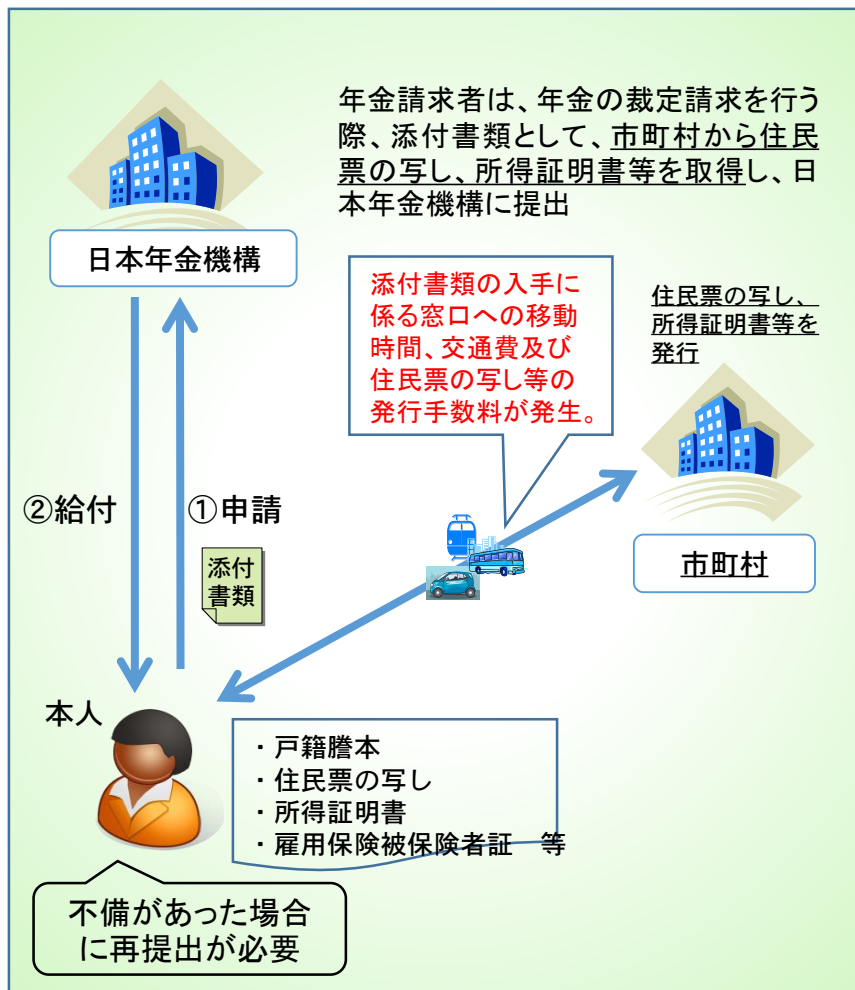
※1 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。具体的な本格運用への移行日時、対象手続等については、試行運用の状況等を踏まえ、追ってお知らせしていく予定。

※2 順次本格運用に移行する。

情報連携開始前後における事務手続の相違点①（日本年金機構から地方自治体への照会）

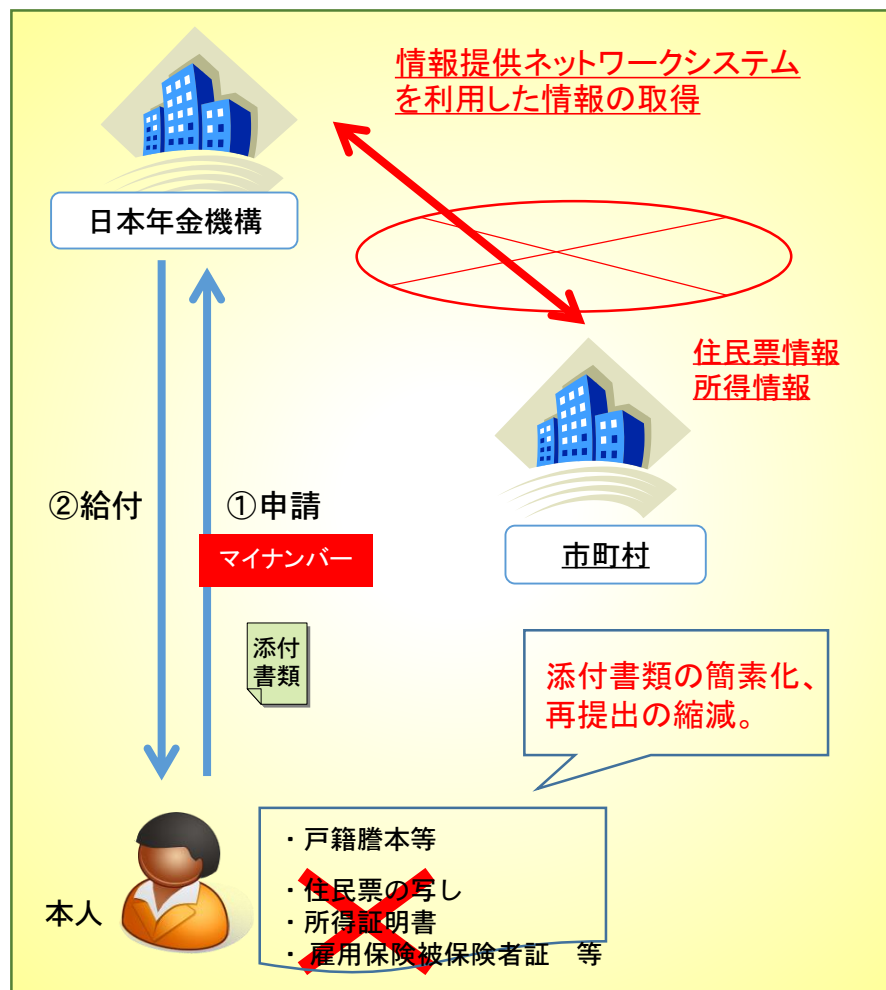
【情報連携開始前の事務手続】

年金の裁定請求手続においては添付書類（戸籍謄本、住民票の写し、所得証明書等）が必要。不備があれば再提出が必要。



【情報連携開始後の事務手続】

情報提供ネットワークシステムを活用することで、住民票の写し及び所得証明書等の添付書類が省略可能になる。



情報連携開始前後における事務手続の相違点①（日本年金機構から地方自治体への照会）

日本年金機構から地方公共団体へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	情報連携で取得する情報	省略可能となる書類
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請	住民票情報・所得情報 等	住民票の写し 所得証明書 等
国民年金保険料の学生納付特例の申請	所得情報 等	所得証明書 等
各種年金の裁定請求	住民票情報・所得情報 等	住民票の写し 所得証明書 等
年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届など）	住民票情報・所得情報 等	住民票の写し 所得証明書 等
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認	所得情報	所得状況届

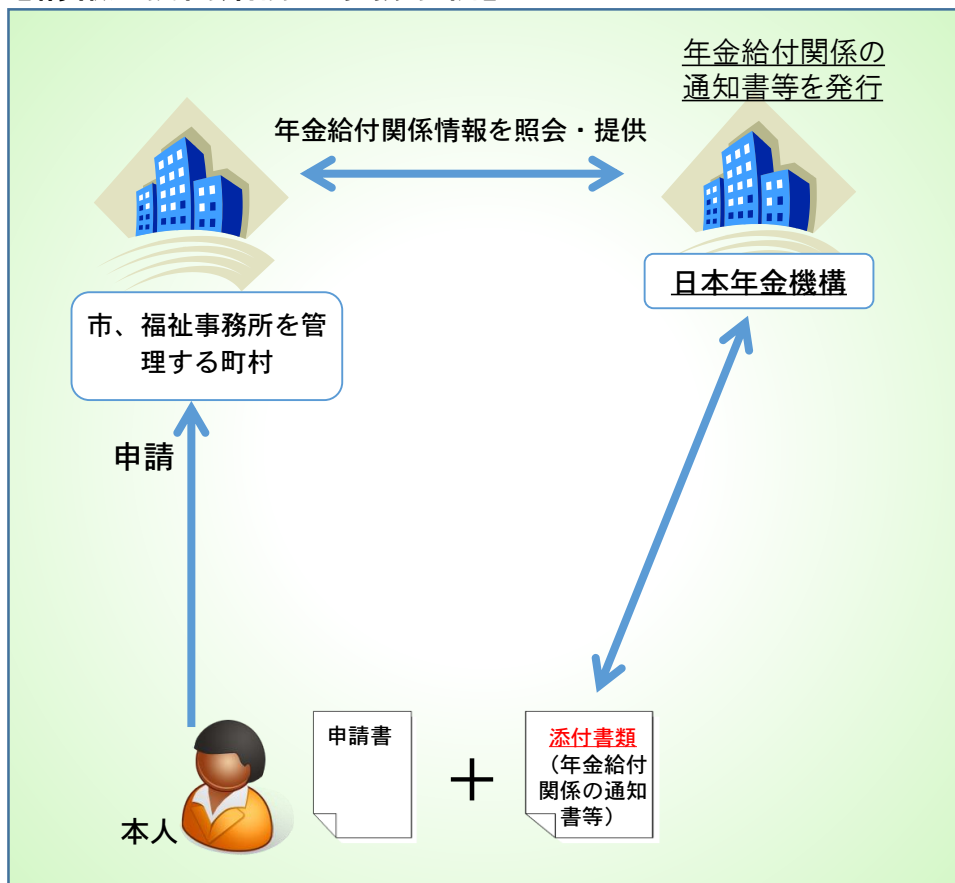
情報連携開始前後における事務手続の相違点②（地方自治体から日本年金機構への照会）

■ 情報連携の概要

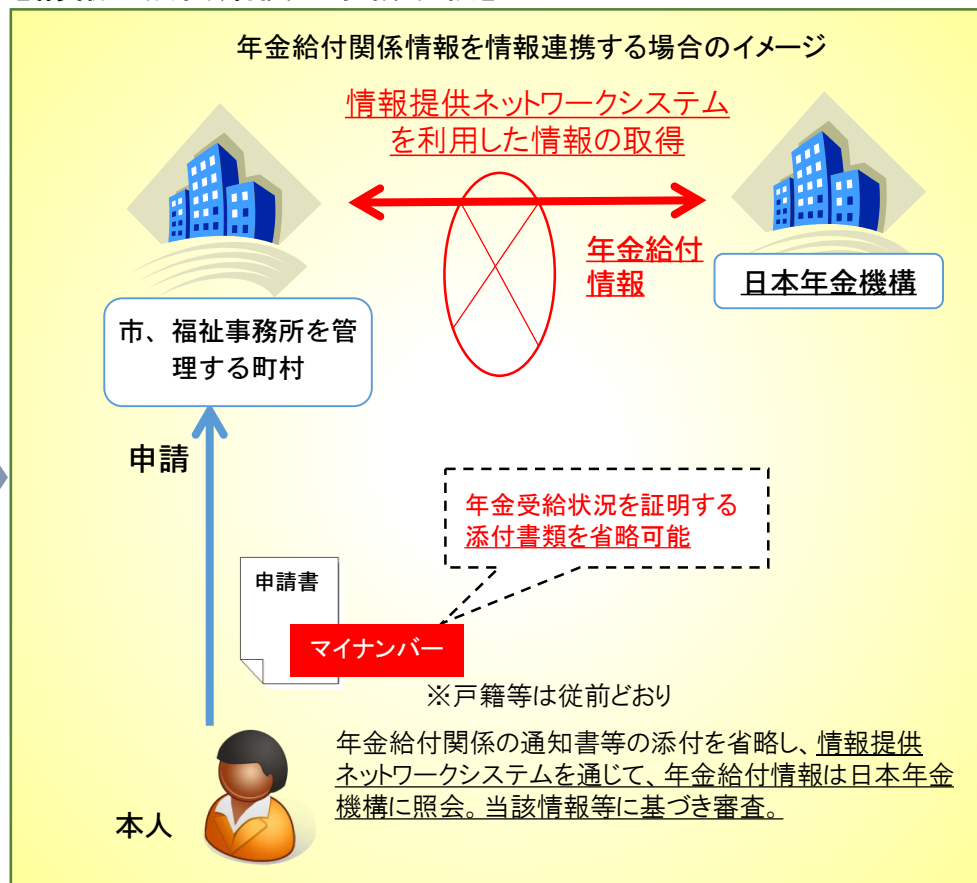
児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

● 市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合

【情報連携開始前の事務手続】



【情報連携開始後の事務手続】



情報連携開始前後における事務手続の相違点②（地方自治体から日本年金機構への照会）

地方自治体から日本年金機構へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる 年金関係の書類
児童手当の申請 （児童手当法）	市町村	年金加入証明書
児童扶養手当の申請 （児童扶養手当法）	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
生活保護の申請 （生活保護法）	保護の実施機関 （都道府県・市等）	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請 （障害者総合支援法）	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	都道府県・政令指定都市	年金証書 等

情報連携開始前後における事務手続の相違点②（地方自治体から日本年金機構への照会）

◎ 年金証書・年金額改定通知書と情報照会結果の対応表
情報照会結果の各項目が年金証書等のどこに記載されているかを示しております。

＜年金証書＞

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給者の氏名

受給開始年月日 年 月 日 受給権を喪失した年月日 年 月 日

上記の通り、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による年金給付を行うこと決定したことを証します。

年 月 日 厚生労働大臣 印

Ⅰ 厚生年金保険 年金決定通知書

Ⅱ 国民年金 年金決定通知書

Ⅲ 障害基礎年金の障害状況

＜情報照会結果のイメージ＞

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報

年金の種類（年金コード） 1350

年金基本情報

受給年金制度情報 国民年金

受給権発生年月日 2009-04-05

受給権失権年月日 2017-08-31

年金基本情報

受給年金制度情報 厚生年金

受給権発生年月日 2009-04-05

受給権失権年月日 2017-08-31

障害等級コード 2

年金基本額情報

年金支給開始年月日 2017-04-01

年金支給停止額情報（国民年金） 0

年金支給額情報（国民年金） 779300

年金支給停止額情報（厚生年金） 0

年金支給額情報（厚生年金） 112800

年金基本額情報

年金支給開始年月日 2016-04-01

年金支給停止額情報（国民年金） 0

年金支給額情報（国民年金） 780100

年金支給停止額情報（厚生年金） 0

年金支給額情報（厚生年金） 113000

＜年金額改定通知書＞

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

この通知書は、年金額を証するものです。大切に保存してください。

◎年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

（国民年金）
基 本 額 円
支 給 停 止 額 円
年 金 額 円

（厚生年金）
基 本 額 円
支 給 停 止 額 円
年 金 額 円

合計年金額（年額） 円

平成 年 月 日

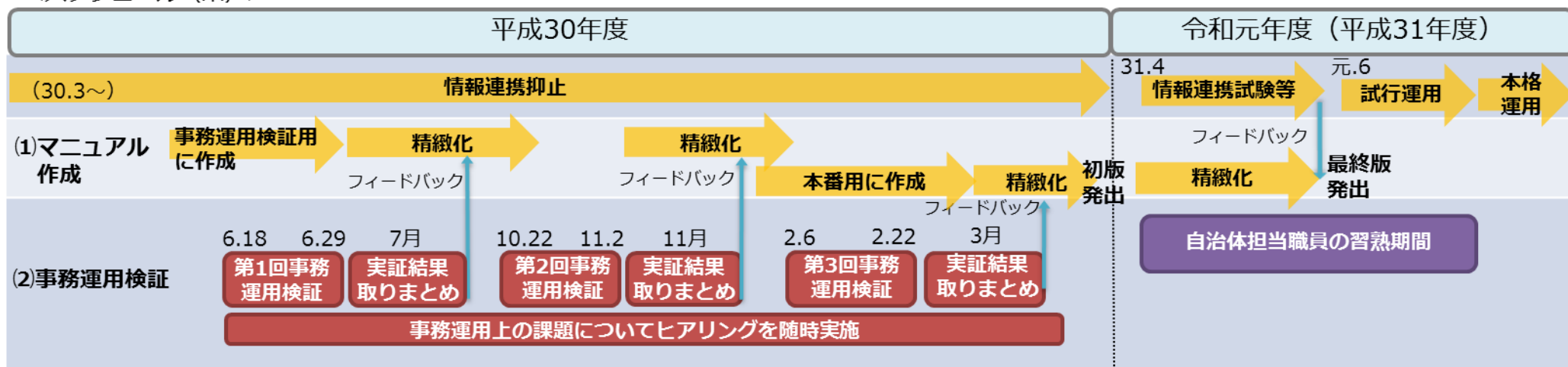
厚生労働大臣 印影

年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応等について

1. 年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応

- 年金情報を用いた地方公共団体等の事務処理について、制度の複雑さ等に起因する運用上の懸念があるため、日本年金機構等との機関間試験の機会を利用して、一部の地方公共団体等に協力いただきながら、円滑な事務処理が可能であるかの検証を実施（平成30年6月、10月及び平成31年2月の3回）。
- 検証にあたっては、情報照会事務ごとにまとめた年金情報の照会に関する検証用マニュアル（情報照会の方法や、照会結果の処理方法を記載したもの）や年金受給額等を計算するための簡易計算ツールを作成しており、検証を踏まえて改善点を把握。
- 日本年金機構等からのマニュアル（平成31年3月版）を策定し、発出済（デジタルP M Oにおいて公開）。
- 平成31年2月に行われた3回目の検証結果を基に、実際の情報照会事務に用いるマニュアル（初版）を作成し、発出済。
- 平成31年4月以降、情報提供ネットワークシステム本番環境にて情報連携試験を行う仕組みを利用する等によって地方自治体の職員に事務習熟を図っていただくとともに、厚生労働省においては、令和元年6月以降の一定期間後に順次移行予定の本格運用開始に向け、情報連携試験を通じて発生した意見等を反映することでマニュアルの精緻化を図る。

<スケジュール（案）>



2. 過去の事務運用検証における主な誤り例

- 年金受給額算定時における情報照会項目の取り違え
- 年金受給額算定誤り
- 各種手当額等の算定誤り（年金受給額との調整誤り）

年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応等について

情報連携試験概要

情報提供ネットワークシステム及び情報照会者等の中間サーバー等の本番環境において、中間サーバー等を利用する職員の業務習熟等を目的として行うことが可能とされている試験です。

詳細につきましては、

- ・「情報提供ネットワークシステムにおける情報連携試験機能について」（平成31年2月27日付け総務省大臣官房個人番号企画室及び地方公共団体情報システム機構事務連絡）
- ・「自治体中間サーバー通信（第039号）」（平成31年3月15日地方公共団体情報システム機構）
- ・「情報提供ネットワークシステム情報連携試験実施要領（第01.01版）」（平成31年4月4日総務省大臣官房個人番号企画室）
- ・「年金関係の情報連携試験開始に向けた日本年金機構との情報連携試験の実施について」（平成31年4月19日厚生労働省年金局事業企画課及び厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室事務連絡）
- ・「年金関係の情報連携試験開始に向けた日本年金機構との情報連携試験の開始について」（令和元年5月13日厚生労働省年金局事業企画課及び厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室事務連絡）

等により案内を行っておりますので、ご参照ください。

日本年金機構との情報連携試験の実施目的

年金制度は複雑であり、かつ情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことから、地方自治体等の情報照会機関における事務運用上の懸念があることを指摘されております。

日本年金機構に対する情報連携試験では、**各事務手続の申請等が行われたと仮定して**、日本年金機構が用意した**試験用の副本データを照会し、提供された情報照会結果を基に年金関係の情報照会実務を習熟**していただくという流れになります。

このため、事務運用上の懸念等を払拭させるためにも、**情報連携試験への積極的な参加**をお願いいたします。

情報連携試験の対象機関と対象事務手続

- 必要なシステム上の準備を終えた全ての地方自治体が実施可能
- 地方自治体から日本年金機構へ情報照会を行う全ての事務手続において実施可能

年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応等について

情報連携を実施の際は、都道府県経由でお送りさせていただきました各制度の情報照会マニュアル（各制度における年金関係情報の取扱いについての留意事項の案）をご活用ください。お送りさせていただいた各制度の情報照会マニュアルは、以下のとおりです。

また、情報連携試験を実施の際には、情報照会マニュアルごとに作成された情報連携試験の活用事例（機構が提供する試験用の副本データに基づき作成した情報連携試験において活用していただくことを想定した事例の案）もご活用下さい。

情報照会マニュアル一覧

児童手当支給関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

子どものための教育・保育給付関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

老人福祉法による福祉の措置に要する費用の徴収事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

児童扶養手当の支給に関する事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について（案）

生活保護関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

支援給付関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）について

2. データ標準レイアウト改版について

- ・令和元年6月向けデータ標準レイアウト改版主要事項
- ・令和2年6月向けデータ標準レイアウト改版について

令和元年6月（旧平成31年6月）向けデータ標準レイアウト改版 主要事項

○令和元年6月（旧平成31年6月）向けデータ標準レイアウト改版により、以下の事項の追加・修正が行われている。

表 令和元年6月（旧平成31年6月）向けデータ標準レイアウトにおける主な改版事項

番号	情報連携で取得する情報
①	予防接種法による給付の支給等の事務に対して生活保護情報、中国残留邦人等に対する支援給付情報の追加
②	予防接種法による予防接種の実施に関する事務に対して予防接種の情報、身体障害者手帳情報の追加
③	児童福祉法による負担能力の認定、費用の徴収、障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務に対して住民税情報の追加
④	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に対して住民税情報の追加
⑤	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に対して住民税情報の追加
⑥	障害者への自立支援給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務に対して住民票情報、住民税情報等の追加
⑦	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務に対して住民税情報の追加
⑧	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務に対して住民税情報の追加

令和2年6月向けデータ標準レイアウト改版について

○令和2年6月向けデータ標準レイアウト改版内容については、以下の事務手続を追加する等を予定しており、詳細については現在検討を行っているところ。

・追加される事務手続

照会する特定個人情報名 (特定個人情報番号)	追加される事務手続
医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (31)	・ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定 ・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定 ・ 特定医療費の支給認定・支給認定の変更
地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報 (69)	・ 特別児童扶養手当の認定事務等
母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 (86)	・ 母子保健法の規定による保健指導等に関する事務

・新設される特定個人情報

特定個人情報番号	特定個人情報名
86	・ 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報
87	・ 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(オンライン資格確認等用)

3. 医療保険におけるオンライン資格確認等について

- ・2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現
- ・被保険者番号の個人単位化、オンライン資格確認等に関する閣議決定
- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要
- ・オンライン資格確認等の導入スケジュール(イメージ)
- ・医療保険におけるオンライン資格確認等のイメージ
- ・特定健診データ、医療費・薬剤情報等の照会、提供サービスのイメージ
- ・オンライン資格確認等に関する保険者医療機関等への説明会の開催

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、近年、高齢者の「若返り」が見られ、就業率が上昇するなど高齢者像が大きく変化。
- 国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、厚生労働省に「**2040年を展望した社会保障・働き方改革本部**」（**本部長：厚生労働大臣**）を立ち上げ、引き続き、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるとともに、以下の取組を推進。
 - ① **雇用・年金制度改革等**
 - ② **健康寿命延伸プラン**
 - ③ **医療・福祉サービス改革プラン**

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革】

- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
- 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
- 中途採用の拡大
- 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充

※あわせて、地域共生・地域の支え合い等を推進

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

※来夏を目途に策定

- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

被保険者番号の個人単位化、オンライン資格確認等に関する閣議決定

○未来投資戦略2018（2018年6月15日閣議決定）（抄）

第2 具体的施策 （3）新たに講ずべき具体的施策

i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

①オンライン資格確認の仕組み

- ・ 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等のデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

④P H Rの構築

- ・ 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるP H R (Personal Health Record)について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。
- ・ そのため、予防接種歴（平成29年度提供開始）に加え、平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報等の医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、本年度中に結論を得て必要な工程を整理し、平成33年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。

○経済財政運営と改革の基本方針2018（2018年6月15日閣議決定）（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

(中略) レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。

(医療・介護サービスの生産性向上)

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用を目指し取り組む。（略）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】

- ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。（**公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日**）

2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 （令和元年10月1日）

3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】

- ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）（**令和2年10月1日（一部の規定は令和4年4月1日）**）

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】

- ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるように規定の整備等を行う。（**令和2年4月1日**）

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】

- (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。（**令和2年4月1日**）
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。（**公布日**）

6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】

- (1) 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。（**令和3年4月1日**）
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。（**令和2年10月1日**）
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。

（令和2年10月1日）

7. その他

- ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】（**公布日**）

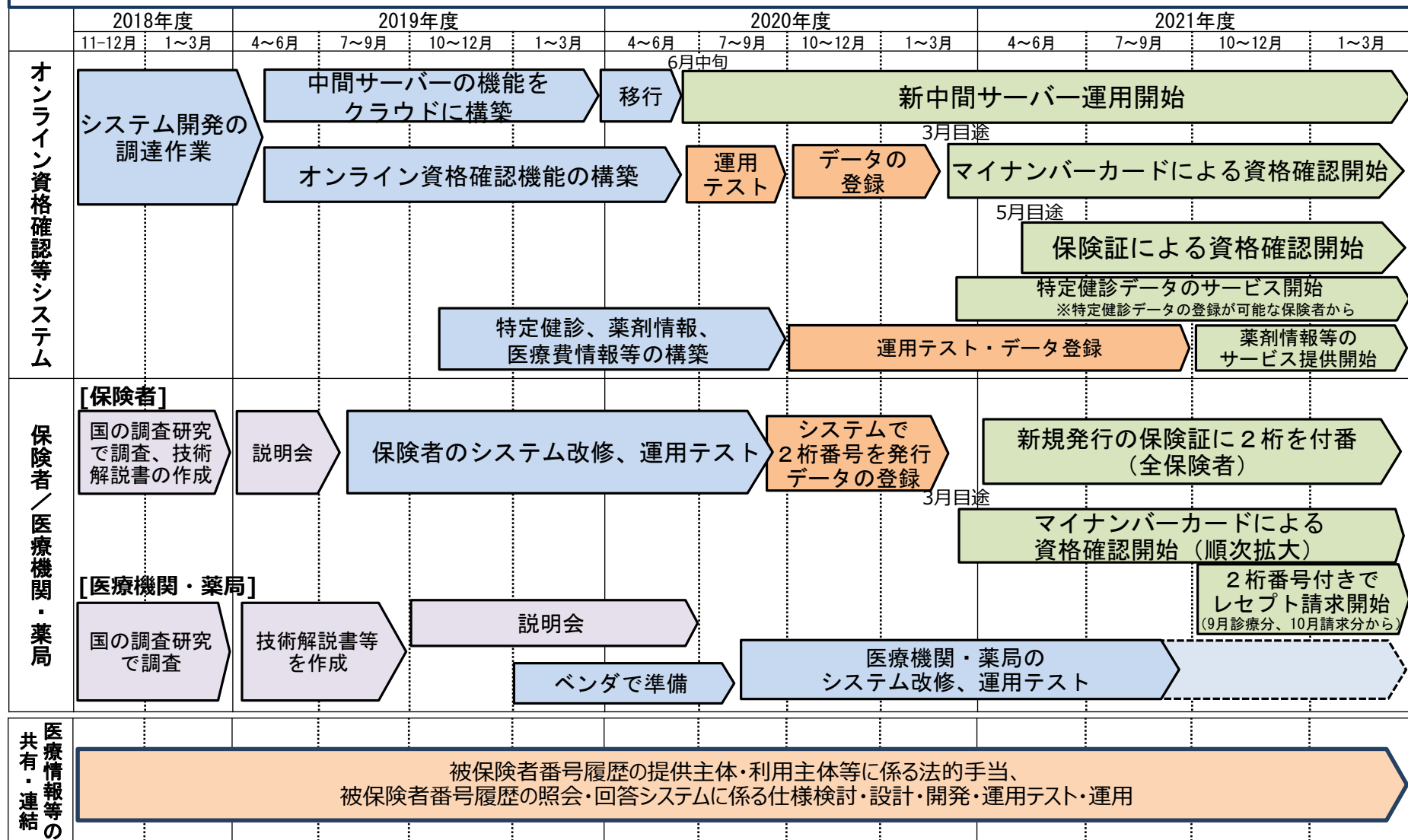
オンライン資格確認等の導入スケジュール（イメージ）

【主な進捗】

○オンライン資格確認の導入（※）を盛り込んだ健康保険法等一部改正法案を、平成31年通常国会に提出。平成32年度の導入に向け、工程表に沿って着実に進捗。

※個人番号カードによるオンライン資格確認の導入、医療情報化支援基金の創設、被保険者記号・番号の個人単位化及び告知要求制限の創設

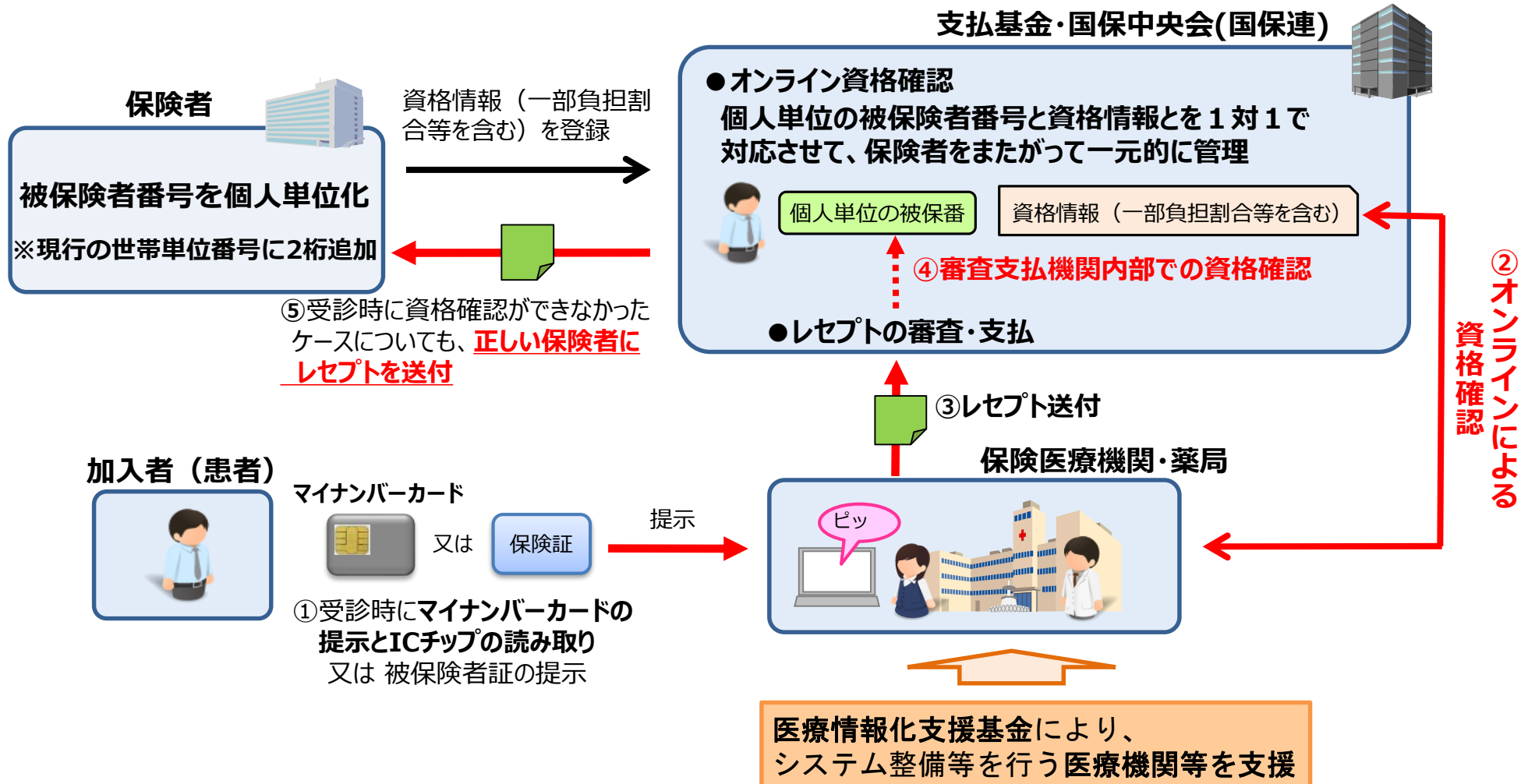
○健康保険法等一部改正法案を踏まえて、オンライン資格確認システムや個人単位の被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みを検討予定。



マイナンバーの利活用 医療保険におけるオンライン資格確認等のイメージ

【導入により何が変わるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
- ②高額療養費の限度額適用認定証※の発行を求める必要がなくなる ※窓口での負担の上限額が分かる証。保険者が発行



マイナンバーの利活用 特定健診データ、医療費・薬剤情報等の照会 ・提供サービスのイメージ

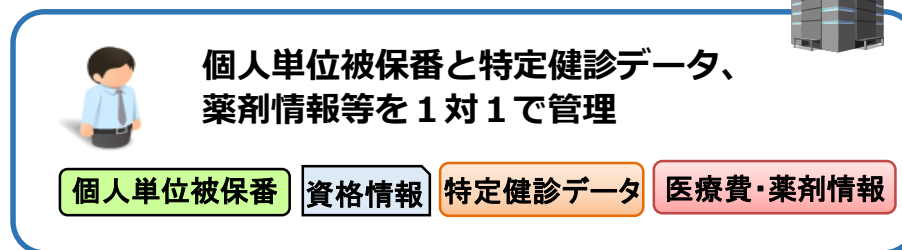
【導入により何が変わるのか】

- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能。
⇒ 加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。

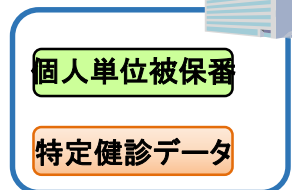
マイナポータル



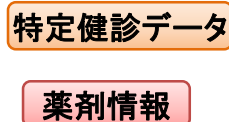
支払基金・国保中央会（国保連）



保険者



本人 保険医療機関等



本人同意



- 問診票の記載等の際、本人同意の下、医療機関・薬局が本人に代わって（本人から委任を受けて）薬剤情報を支払基金・国保中央会に照会し、支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する、という提供の考え方。

※ 保険者は本人からの照会への回答の事務を支払基金・国保中央会に委託。支払基金・国保中央会はレセプト情報から薬剤情報を抽出。

※オンライン資格確認等の導入に当たっては、クラウドを活用することにより運営コストを縮減

オンライン資格確認等に関する保険者医療機関等への説明会の開催

概 要

オンライン資格確認等の導入に向けて、保険者及び医療機関等において、円滑に準備作業ができるよう、手引書（保険者、医療関係者等向け）と技術解説書（システムベンダ向け）を作成するとともに、システム改修が円滑に実施できるよう説明会を開催する。

内 容

○保険者等向け説明会の開催

対象：保険者及びベンダ

開催時期：令和元年（平成31年）5月中旬～6月下旬頃

開催場所・回数：右表のとおり

○医療機関等ベンダ向け説明会の開催（※）

対象：医療機関等ベンダ

開催時期：令和元年（平成31年）夏頃から9月末までに

開催場所・回数：東京、大阪各1回（約100名）

※ 保険者等（被用者保険者、地域保険者）、医療機関等（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、四病院団体協議会）、支払基金、国保中央会の協力を得ながら実施。

※ 具体的な日程等は、委託業者等と調整の上、決定する。

	保険者数	開催場所及び回数	参加予定数
健康保険組合	約1,400	東京（2回） 大阪（2回） 名古屋（1回） 福岡（1回）	東京 約2,200人 大阪 約800人 名古屋 約300人 福岡 約120人
全国健康保険協会	1	上記東京に含む。	東京 約10人
国民健康保険組合	約170	上記東京、大阪、 名古屋、福岡に含む。	東京 約240人 大阪 約150人 名古屋 約50人 福岡 約60人
後期高齢者医療広域連合	47	上記東京、大阪、 名古屋、福岡に含む。	東京 約70人 大阪 約50人 名古屋 約30人 福岡 約30人
共済組合（私学共済事業団を含む）	85	上記東京に含む。	東京 約200人
市町村国保	1,718	8ブロック（北海道、 東北、関東甲信越、 東海北陸、近畿、中 国、四国、九州）で 各1回	北海道 約400人 東北 約500人 関東甲信越 約700人 東海北陸 約700人 近畿 約500人 中国 約250人 四国 約250人 九州 約600人
（国保情報集約システム）	47国保連	市町村国保と同じ	約100人（各県2人）

4. その他

- ・マイナンバー法改正：厚生労働省個別関連事項
- ・令和元年度（平成31年度）のマイナンバー関連補助金について

デジタル手続法におけるマイナンバー法改正：厚生労働省個別関連事項

マイナンバー法改正

①の事務の実施に際して必要な②の情報を、**マイナンバーによる情報連携の対象に追加**【マイナンバー法】
⇒住民票の写し等の添付書類の省略や、行政機関間における円滑な情報のやりとりが可能となる。

分野	①事務	②情報連携により照会する情報
健康	感染症法に基づく費用負担の申請に係る事実についての審査	住民票関係情報
	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施	予防接種情報
職業安定	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練受講給付金の支給	特別障害給付金情報、 年金生活者支援給付金情報
子育て	母子保健法に基づく乳幼児健康診査等の実施	乳幼児健診情報
障害	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給	労働者災害補償関係情報、 地方公務員災害補償関係情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給	労働者災害補償関係情報、 地方公務員災害補償関係情報
介護保険	介護保険法に基づく高額介護サービス費の支給	中国残留邦人等支援給付等情報
医療保険	健康保険法及び船員保険法に基づく被扶養者の届出、被保険者証の検認又は更新	失業等給付関係情報、特別障害給付金情報、 年金生活者支援給付金情報
	国民健康保険法に基づく保険給付の支給又は保険料の徴収	生活保護情報、 中国残留邦人等支援給付等情報

戸籍法一部改正法におけるマイナンバー法改正：厚生労働省個別関連事項

以下の事務の実施に際して必要な戸籍関係情報（※）を、マイナンバーによる情報連携の対象に追加

※連携対象となる戸籍情報：①親子関係、②夫婦関係、③未成年後見人関係、④国籍の有無、⑤死亡の事実、⑥婚姻歴に関する情報 を想定

分野	事務
健康	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給
	感染症法による費用の負担又は療養費の支給
	難病法による特定医療費の支給
職業安定	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給
子育て	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給
	母子父子寡婦福祉法による償還未済額の免除・資金の貸付け、給付金の支給等
	母子保健法による費用の徴収
	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収
障害者	児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費等の支給又は障害福祉サービスの提供
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収
	精神保健福祉法による入院措置又は費用の徴収
	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収
	特別児童扶養手当支給法による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給
	障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施
医療保険	健康保険法による保険給付の支給等
	船員保険法による保険給付の支給等
	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収
年金	厚生年金保険法による年金の支給等
	国民年金法による年金の支給、保険料の納付に関する処分等
	年金時効特例法による保険給付又は給付の支給
	年金支払遅延加算金法による遅延特別加算金の支給
	年金生活者支援給付金法による年金生活者支援給付金の支給

令和元年度（平成31年度） マイナンバー関連補助金について

○ 令和元年度（平成31年度）マイナンバー関連補助金については、以下の事業を予定しております。

補助金名	内容	補助交付団体予定数	交付金額
母子保健医療対策総合支援事業	データヘルス時代の母子保健情報の利活用にかかるシステム改修	全市町村	約12.5億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	都道府県及び市区町村	約6.8億円
母子家庭等対策総合支援事業	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	約15.7億円
市町村国保システムの改修事業	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	1,484市町村	約5.8億円
生活保護適正化等事業費	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	都道府県及び市町村 (全福祉事務所1,250カ所)	生活困窮者就労準備支援事業費等 補助金(生活保護適正化等事業費)約9.8億円の内数
難病特別対策推進事業	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	都道府県及び指定都市	約2.1億円
小児慢性特定疾病対策等総合支援事業	データ標準レイアウトの追加に伴うシステム改修	都道府県、指定都市及び中核市	約3.9億円
介護保険事業	データ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修	全市町村	約12.5億円